

平成27年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン(鉛筆は不可)またはボールペンを使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第 1 問から第 1 5 問について、会社法の規定又は判例の趣旨等に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを 1 つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第 1 問 会社法の総則について、以下の記述のうち正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 持分会社は、合名会社と合同会社に限定されている。
2. 公開会社とは、海外に子会社のある株式会社である。
3. 会社は、法人とされている。
4. 委員会設置会社には、必ずコンプライアンス委員会を置かなければならない。
5. 最高裁判所の判例によれば、法人格否認の法理が適用される場合は、形骸事例に限定されている。

第 2 問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 株式会社の定款には、発起人の氏名又は名称及び住所を記載又は記録しなければならない。
2. 変態設立事項には、一定の例外を除き、設立費用も含まれる。
3. 原始定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。
4. 発起設立における設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。
5. 発起設立の場合であっても、必ず創立総会を開催しなければならない。

第 3 問 株式又は株主等について、以下の記述のうち正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。
2. 株主が、その有する株式に質権を設定することはできない。
3. 最高裁判所の判例によれば、定款による譲渡制限に違反した株式譲渡の効力は絶対的に無効である。
4. 株式会社が自己の株式を取得することは、手続等の制約はなく、一切自由である。
5. 新株発行における募集事項の決定には、必ず株主総会の決議が必要になる。

第 4 問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
2. 株主総会の招集通知は、必ず書面でしなければならない。
3. 株主は株主総会において、原則としてその有する株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。
4. 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。
5. 株式会社の株主は、営業時間内において株主総会の議事録を閲覧することができる。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社においては、常に2人以上の取締役を置かなければならない。
2. 委員会設置会社の取締役は、当該会社の使用人を兼ねることができる。
3. 最高裁判所の判例によれば、取締役会設置会社では株主全員の合意があっても、利益相反取引には必ず取締役会の承認が必要である。
4. 定款の定め又は株主総会の決議を要する取締役の報酬等には、金銭でないものも含まれる。
5. 株主が取締役の違法行為に対し差止めを請求するためには、常に6か月前から継続して当該会社の株式を保有していなければならない。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（委員会設置会社は除く）。

1. 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
2. 取締役会は、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任の決定を取締役に委任することができない。
3. 取締役会は、原則として各取締役が招集する。
4. 株主には、取締役会の議事録を閲覧又は謄写を請求することは一切許されていない。
5. 一定の要件を満たせば、取締役等による取締役会への報告は省略できる。

第7問 監査役又は会計監査人等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 子会社の取締役が、監査役になることはできる。
2. 監査役の任期は、公開会社又は非公開会社とを問わず、最長6年である。
3. 監査役会は、監査報告を作成する。
4. 監査役会の決議は、常に全員一致で行わなければならない。
5. 会計監査人が、臨時計算書類を監査することはできない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う。
2. 一定の株式を有する少数株主は原則として、会計帳簿の閲覧又は謄写を請求できる。
3. 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
4. 配当財産は、金銭以外の財産であることも可能である。
5. 株式会社は、社債を発行した場合、必ず社債管理者を設置しなければならない。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社を設立する際には、公証人による定款の認証が必要である。
2. 持分会社の定款には、目的を記載しなければならない。
3. 持分会社の社員は、原則として自由にその持分を譲渡できる。
4. 持分会社の有限責任社員は、会社の業務を執行することができない。
5. 持分会社の業務を執行する社員は、善管注意義務を負わない。

第10問 会社の組織再編である会社の合併について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社と持分会社が合併することも可能である。
2. 合併をする場合において、合併をする会社は合併契約を締結しなければならない。
3. 合併では契約によって、会社の一部に限定して他社に承継させることもできる。
4. 合併においては、略式合併も認められている。
5. 合併においては、無効の訴えの提起も可能である。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、()とする。

1. 非営利行為
2. 裁判上の行為
3. 裁判外の行為
4. 政治的な行為
5. 商行為

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、その本店の所在地において()をすることによって成立する。

1. 設立の申請
2. 設立の登記
3. 創立総会の決議
4. 株主総会の決議
5. 取締役会の決議

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株主名簿管理人とは、株式会社に代わって株主名簿の（ ）その他の株主名簿に関する事務を行う者をいう。

1. 一般公開
2. 証券取引所への提出
3. 行政当局への提出
4. 作成及び備置き
5. 公的な認証

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は（ ）でなければならない。

1. 不動産鑑定士
2. 税理士若しくは税理士法人
3. 弁護士若しくは弁護士法人
4. 行政書士
5. 司法書士

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株主総会の決議の取消しの訴えは、決議の日から（ ）以内に提起しなければならない。

1. 10日
2. 1か月
3. 3か月
4. 2年
5. 4年

【民事訴訟法】

- 問1 当事者尋問に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。
- 1 当事者本人の法定代理人を尋問するときは、当事者本人の尋問に関する規定に従って行われる。
 - 2 当事者本人を尋問する場合、その当事者本人が正当な理由なく出頭しないときは勾引することができる。
 - 3 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人尋問を先に実施するが、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者本人の尋問を先に行うことができる。
 - 4 当事者は、自己の当事者本人の尋問を申し立てることができるほか、相手方当事者本人の尋問を申し立てることもできる。
 - 5 裁判所は、職権で、当事者本人を尋問することができる。
- 問2 訴えの提起に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。
- 1 訴えは必ず訴状を第一審裁判所に提出して提起しなければならない。
 - 2 訴えの提起があった場合には、裁判所は、口頭弁論期日を指定し、呼出状を当事者に送達して呼び出さなければならない。
 - 3 訴えによる時効中断の効果は、訴状が被告に送達された時に生ずる。
 - 4 請求の趣旨と請求の原因は訴状の必要的記載事項であるから、請求の原因の記載が欠けた訴状を適式な訴状ということはない。
 - 5 裁判長が訴状に貼る印紙の不足分の補正を命じたにもかかわらず原告が従わないために訴状を却下した命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- 問3 消費貸借契約に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。
- 1 消費貸借契約の成立については権利者が証明責任を負い、不成立については義務者が証明責任を負う。
 - 2 消費貸借契約の成立については、その権利者が証明責任を負うが、義務者が贈与契約を主張して争う場合は、義務者側に贈与であることの証明責任がある。
 - 3 消費貸借契約の成立については権利者が証明責任を負い、その履行については義務者が証明責任を負う。
 - 4 消費貸借契約の成立をめぐる訴訟においては、常に原告が証明責任を負う。
 - 5 消費貸借契約の成立をめぐる訴訟においては、被告が証明責任を負うことはない。

問4 次の合意のうち、許されないものを1つ選びなさい。

- 1 第一回口頭弁論期日を変更する旨の当事者間の合意
- 2 離婚訴訟の管轄裁判所を妻の住所地の家庭裁判所とする旨の夫婦間の合意
- 3 原告が訴えを取り下げる旨の当事者間の合意
- 4 訴訟上、ある特定の事実を争わない旨の当事者間の合意
- 5 訴訟上、ある特定の事実の証明のために証人尋問の方法は用いないとの当事者間の合意

問5 訴えの取下げに関する以下の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 被告が訴えの却下を求める準備書面を提出した後に原告が訴えを取り下げるには、被告の同意を得る必要がある。
- 2 原告側の固有必要的共同訴訟においては、原告の1人による訴えの取下げは効力を生じない。
- 3 人事訴訟では処分権主義が制限されるため、訴えの取下げは許されない。
- 4 裁判所は、訴えの取下げの有効性について、職権で調査しなければならない。
- 5 上告審においては、訴えを取り下げることはできない。

問6 釈明に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 裁判長が、口頭弁論の期日外において釈明権を行使したときは、必ずその内容を相手方当事者に通知しなければならない。
- 2 裁判長が、口頭弁論期日外において釈明のための処置をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。
- 3 陪席裁判官は、裁判長に告げた上でなければ、釈明権を行使することはできない。
- 4 行き過ぎた釈明に応じて当事者が行った訴訟行為であっても無効とはならない。
- 5 当事者は、口頭弁論の期日または期日外において、裁判長に対して必要な発問を求めることができる。

問7 判決に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 請求の一部について判断を脱漏した判決に対して控訴が提起された後でも、第1審裁判所は、脱漏部分について追加判決をすることができる。
- 2 判決に法令違反があるときは、裁判所は、いつでも更正決定をすることができる。
- 3 被告が口頭弁論期日において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御方法も提出しないことから原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。
- 4 受訴裁判所が合議体である場合、判決についての評議が終了した後に、評決に関与した裁判官の一部が判決書に署名押印することができなくなっても、判決の成立は妨げられない。
- 5 当事者が主張した主要事実であっても、それが請求を明らかにするものでなく、また主文が正当であることを示すために必要な事実でもなければ、判決書に摘示しなくてもよい。

問8 文書提出命令に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 文書の趣旨・表示や文書の所持者を明らかにすることが著しく困難であるときは、申立てに係る文書やその所持者を識別できる事項を明らかにするだけで、文書提出命令の申立てをすることができる。
- 2 裁判所は、申立てに係る文書が利益文書または法律関係文書に該当するか否かを判断するために必要であると認めるときは、インカメラ手続を利用することができる。
- 3 当事者が提出を命ぜられた文書を提出しないと、裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 4 判例によれば、銀行は、原則として、貸出稟議書の提出義務を負わない。
- 5 第三者が提出を命ぜられた文書を提出しないと、罰金に処せられる。

問9 相殺の抗弁に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 相殺の抗弁は、訴えの提起ではなく抗弁にとどまるが、重複訴訟禁止に触れる可能性がある。
- 2 相殺の抗弁で請求棄却判決を得た被告には、控訴の利益がある。
- 3 相殺の抗弁を認め、原告の請求棄却判決が確定した場合、相殺に供した自働債権の不存在について既判力が生じる。
- 4 相殺の抗弁を排斥し、原告の請求認容判決が確定した場合、相殺に供した自働債権の不存在について既判力が生じる。
- 5 裁判所の審理の順序は当事者の主張には拘束されないので、相殺の抗弁が予備的に主張された場合でも、その成否の判断は、常に審理の最後に判断しなければならないということはない。

問 10 口頭弁論に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 裁判所は、数個の独立した攻撃又は防御方法が提出されている場合において、特定の攻撃又は防御方法に審理を集中したいときは、弁論の制限をすることができる。
- 2 証人及び当事者者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- 3 口頭弁論期日のうち証人尋問の期日については、その公開を停止することができない。
- 4 裁判所は、当事者の申立てがない限り、終結した口頭弁論の再開を命ずることができない。
- 5 弁論準備手続で陳述された事実は、弁論準備手続の結果を当事者が口頭弁論で陳述することによって訴訟資料となる。

問 11 訴訟承継に関する以下の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 参加承継の場合、承継人は独立当事者参加の方式で参加の申出をすることから、常に、相手方と被承継人の双方に対して請求を立てなければならない。
- 2 被承継人の相手方は、承継人に対して、承継したものが義務であっても権利であっても、訴訟引受けの申立てをすることができるが、その申立ての時期は事実審の口頭弁論終結前に限られる。
- 3 参加承継においては参加があれば被承継人は相手方の承認を得ずに訴訟から脱退できるが、引受承継においては引受決定がされても、被承継人が訴訟から脱退するには相手方の承諾が必要である。
- 4 参加承継後の訴訟の審理は必要的共同訴訟の手続によるため、弁論の分離や一部判決をすることは許されない。
- 5 引受承継後の訴訟の審理は通常共同訴訟と同様の手続によるが、弁論の分離や一部判決をすることは許されない。

問 12 同一訴訟手続において複数の請求を審判対象とする場合に関する以下の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 数個の請求について審判を求める1つの訴えを提起するには、その請求の基礎が同じでなければならない。
- 2 同一の株式会社について、その設立無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論・裁判は併合してしなければならない。
- 3 同一の相手方に対して、貸金債権と、それとは無関係に成立した売買代金債権とを有する者は、当初から1つの訴えでこれらの貸金の返還と売買代金の支払いを求めることができる。
- 4 離婚の請求と、その離婚請求の原因である事実によって生じた損害賠償請求とは、家庭裁判所に対する1つの訴えですることができる。
- 5 訴えの変更及び反訴の提起は、攻撃防御方法の提出ではないので、訴訟手続を著しく遅滞させることを理由に不適法とされることはない。

問 13 上訴に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 中間判決に対しては、中間の争いを早期に解決するため、独立に控訴を提起することができる。
- 2 最高裁判所に対する上告は、憲法違反または最高裁判所判例違反を理由とする場合に限って、することができる。
- 3 上告裁判所は、上告状その他の書類により、上告に理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。
- 4 控訴の提起は、控訴状を第1審裁判所または控訴裁判所に提出してしなければならない。
- 5 控訴人は、控訴人の終局判決があるまでは控訴を取り下げることができるが、被控訴人が附帯控訴をしている場合には、控訴の取下げには被控訴人の同意を得る必要がある。

問 14 異議に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 裁判長の釈明権行使に対して不服のある当事者は、受訴裁判所に対して異議を申し立てることができる。
- 2 少額訴訟の終局判決に対して不服のある当事者は、異議を申し立てることができるが、控訴を申し立てることはできない。
- 3 支払督促に対して適法な異議の申立てがあった場合、第1審裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。
- 4 手形訴訟の認容判決に対して不服のある当事者は、異議を申し立てることができ、その場合、事件は控訴審に係属することになる。
- 5 裁判所書記官の処分に対する異議は、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

問 15 仮執行宣言に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 手形判決では仮執行宣言は必要的である。
- 2 財産権上の請求でないものについては仮執行宣言を付すことはできない。
- 3 上級審で本案判決が覆ると、原状回復ができる。
- 4 当事者の申立てがなくても、職権で仮執行宣言を付すことができる。
- 5 仮執行宣言に基づく（仮執行宣言付き判決等を債務名義とする）強制執行は、差押えの段階にとどまり、換価・満足までいくことはない。

配点：各2

【刑事訴訟法】

【問1】 勾留の理由の開示に関する次の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。
- 2 勾留の理由の開示は、弁護人が出頭しないときは、開廷することができないが、被告人に異議がないときは、この限りでない。
- 3 勾留理由開示の請求は、保釈があったときでも、その効力を失わない。
- 4 勾留理由開示の請求者は、勾留理由開示の法廷において意見を述べるができる。但し、裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を差し出すべきことを命ずることができる。
- 5 同一の勾留について勾留理由開示の請求が二つ以上ある場合には、最初の請求について勾留理由開示を行う。

【問2】 弁護人に関する次の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 被疑者の兄弟姉妹は独立して弁護人を選任することはできない。
- 2 公訴の提起前にした弁護人の選任は第一審においてはその効力を有しない。
- 3 公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにしなければならない。
- 4 被告人に数人の弁護人のあるときは、その一人を主任弁護人とすることができるが、必要的ではない。
- 5 裁判所は、いかなる事情があっても、被告人の弁護人の数を制限することはできない。

【問3】 次の記述の内、公判前整理手続において行うことができないものを1つ選べ。

- 1 証拠調べの請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。
- 2 証拠調べの請求に関する意見を確かめること。
- 3 証拠調べの請求を却下する決定をすること。
- 4 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。
- 5 被告人質問を行うこと。

【問4】 「搜索・差押」と「逮捕」についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 令状に、「逮捕」は被疑事実の要旨の記載が要求されているが、「搜索・差押」には要求されていない。
- 2 憲法上の根拠は「搜索・差押」にはないが、「逮捕」にはある。
- 3 要求される犯罪の嫌疑の程度は「搜索・差押」の方が「逮捕」より高い。
- 4 令状主義の例外は「搜索・差押」にはなく「逮捕」にはある。
- 5 救済方法として「搜索・差押」には準抗告が認められているが、判例では「逮捕」にも準抗告が認められている。

【問5】身柄拘束についての次の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちにこれを検察官に引致しなければならない。
- 2 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することが出来る旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。
- 3 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から24時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。
- 4 被疑者の勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。保釈についても同様である。
- 5 被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から10日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。裁判官はやむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前記期間を延長することができる。この期間の延長は通じて10日を超えることができない。

【問6】次の記述は白山丸事件についての最大判昭和37年11月28日（刑集16巻11号1633頁）の判決文の一部である。□内に入る語の組み合わせとして正しいものを1つ選べ。

…刑訴法256条3項において、□アは□イを明示してこれを記載しなければならない。□イを明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならないと規定する所以のものは、□ウに対し□エを限定するとともに、□オに対し□カを示すことを目的とするものと解される・・・

- 1 ア 公訴事実 イ 訴因 ウ 裁判所 エ 防禦の範囲 オ 被告人 カ 審判の対象
- 2 ア 公訴事実 イ 訴因 ウ 裁判所 エ 審判の対象 オ 被告人 カ 防禦の範囲
- 3 ア 冒頭陳述 イ 公訴事実 ウ 検察官 エ 審判の対象 オ 被告人 カ 防禦の範囲
- 4 ア 訴因 イ 冒頭陳述 ウ 被告人 エ 防禦の範囲 オ 被告人 カ 攻撃の対象
- 5 ア 訴因 イ 公訴事実 ウ 被告人 エ 防禦の範囲 オ 検察官 カ 攻撃の対象

【問7】証人尋問に関する以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 何人も自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる。
- 2 証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。
- 3 検察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。
- 4 宣誓の趣旨を理解することが出来ない者が宣誓したときは、その供述は、証言としての効力がない。
- 5 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識できないようにするための措置を採ることができる。

【問8】被告人以外の者の検察官の面前における供述を録取した書面で供述者の署名押印のあるもの（以下「検察官調書」という。）についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 検察官調書は、その供述者が公判期日に証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、これを証拠とすることができる。
- 2 検察官調書は、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なった供述をしたとき、これを証拠とすることができる。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。
- 3 検察官調書は、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、かつ、その供述が犯罪事実の存在の証明に欠くことできないとき、これを証拠とすることができる。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。
- 4 検察官調書は、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なった供述をしたとき、これを証拠とすることができる。
- 5 検察官調書は、その供述者が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。

【問 9】 自白に関する以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。但し争いのある場合は最高裁判所の判例の立場による。

- 1 司法警察員に対する被告人の供述調書が不法逮捕・拘禁中に作成されたものであったら、そのことだけで直ちに任意性は否定される。
- 2 取調官から、ポリグラフ検査の結果が告げられた後の自白は任意性がないものといえる。
- 3 窃盗被害届書記載の被害日時が自白と異なっている場合、被害の場所、被害者、被害事件等、窃盗の具体的な客観的事実の記載が自白と一致していても、右届書によって自白は補強されているとはいえない。
- 4 互いに補強証拠を要する同一被告人の供述をいくら集めてみても、有罪を認定することはできない。
- 5 自白を補強する証拠は、共同被告人の供述であってはならない。

【問 10】 次の記述は任意捜査における有形力の行使の限度についての最高裁判所の決定要旨（最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁）である。□□□□内に入る語の組み合わせとして正しいものを1つ選べ。

任意捜査における有形力の行使は、強制手続、すなわち□□□□を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて□□□□に捜査目的を実現する行為など□□□□がなければ許容することが相当でない手段にわたらない限り、□□□□なども考慮したうえ、具体的状況のもとで□□□□と認められる限度において許容される。

- 1 ア 個人的意思 イ 強制的 ウ 特別の根拠規定 エ 必要性、緊急性 オ 相当
- 2 ア 個人的意思 イ 強制的 ウ 相手方の同意 エ 任意性、強制の程度 オ 必要
- 3 ア 個人的意思 イ 任意的 ウ 相手方の同意 エ 必要性、任意性 オ 緊急
- 4 ア 個人の行動の自由 イ 任意的 ウ 相手方の同意 エ 必要性、緊急性 オ 相当
- 5 ア 個人的意思 イ 任意的 ウ 特別の根拠規定 エ 必要性、任意性 オ 相当

【問 11】 再審についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 再審の請求は刑の執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなったときにはこれを行うことができない。
- 2 再審の請求は取り下げることができるが、取り下げた者は同一の理由によっては、更に再審の請求を行うことができない。
- 3 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。
- 4 検察官以外の者は、再審の請求をする場合は弁護人を選任することができる。
- 5 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

【問 1 2】判決で免訴の言渡をしなければならないのは次の内どれか。1つ選べ。

- 1 被告事件について犯罪の証明がないとき。
- 2 被告事件が罪とならないとき。
- 3 確定判決を経たとき。
- 4 公訴が取り消されたとき。
- 5 被告人に対して裁判権を有しないとき。

【問 1 3】公判前整理手続に付された事件を審理する場合の以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 弁護人がなければ開廷することはできない。
- 2 被告人又弁護人は証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは検察官の冒頭陳述の手続に引き続きこれを明らかにしなければならない。
- 3 検察官又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかったものを除き、同手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。
- 4 裁判所は検察官又は弁護人が公判前整理手続で請求しなかった証拠について、同手続終了後に職権で証拠調べをすることはできない。
- 5 裁判所は、冒頭陳述が終わった後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

【問 1 4】被告人勾留の手続についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。争いのある場合は最高裁判所の判例による。

- 1 被疑者の段階で検察官の請求により勾留された者が同一の犯罪について勾留期間中に起訴された場合、起訴と同時に、その勾留は自動的に被告人の勾留に切り替わる。
- 2 起訴後に新たに被告人を勾留する場合、すべて職権によって行われ、検察官の請求権は認められていない。
- 3 被告人を新たに勾留する場合は、被告人が逃亡している場合を除き、勾留質問を行わなければならないが、勾留質問をする裁判所がすでに被告事件の審理の際に被告事件に関する陳述を聞いている場合には、あらためて勾留質問をする必要はない。
- 4 被告人の勾留期間は、公訴の提起があった日から2箇月とされ、特に継続の必要がある場合においては具体的にその理由を付した決定で、1箇月ごとにこれを更新することができる。但し、特定の場合を除いては更新は1回に限られる。
- 5 起訴状記載の罪名・罰条と勾留状記載の罪名・罰条が異なっている場合には、同一事実であったとしても被告人の勾留は違法となる。

【問15】保釈についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 保釈の請求があったとき、裁判所は、一定の場合を除いては、これを許さなければならない。また、裁判所は適当と認めるときは、職権で保釈を認めることができる。
- 2 裁判所は保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには検察官の意見を聴かななければならない。
- 3 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。保釈を許す決定は保証金の納付があった後でなければ執行することができない。
- 4 裁判所は一定の場合には検察官の請求により又は職権で、決定をもって保釈を取り消すことができる。この場合には裁判所は決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならない。
- 5 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起のないものについて保釈を取り消す場合には、原裁判所がその決定をしなければならない。